

## 平成 19 年度第 1 回帯広市情報審査会議事概要

1 日 時 平成 19 年 7 月 23 日 ( 月 ) 10:00 ~ 11:00

2 場 所 帯広市庁舎 10F 第 3 会議室

3 出席者

### 情報審査会

・長坂会長 ・杉山委員 ・曾我委員 ・千々和委員 ・中村委員

### 情報審査会事務局 ( 総務部行政推進室 )

・大西行政推進室長 ・小笹法制監 ・須貝行政推進主幹  
・池原法制副主幹 ・廣瀬法制主査 ・松原主任補

### 議事概要

1 平成 1 8 年度情報公開制度・個人情報保護制度利用状況について

【事務局】 平成 1 8 年度情報公開・個人情報保護制度利用状況について報告

#### < 情報公開 >

- ・開示請求件数 5 2 件 ( 前年度と同数 )
- ・実施機関別の請求件数 前年度対比で、市長への請求が 1 9 件の増、教育委員会への請求が 2 1 件の減 その他の実施機関は、概ね例年並
- ・請求に対する決定の内訳 全部開示 1 9 件、一部開示 2 6 件、非開示 6 件 ( うち不存在 4 件 ) で、開示率 9 5 . 7 %
- ・決定に要した期間 平均で 1 2 . 6 日、前年度と比較して、4 . 5 日の延長
- ・不服申立ては、なし
- ・請求者数は、2 5 人

#### < 個人情報保護 >

- ・開示請求件数 1 1 件 前年度と比較して、9 件の増
- ・請求に対する決定の内訳 全部開示が 6 件、一部開示が 5 件で、開示率 1 0 0 %
- ・個人情報の開示決定にかかる不服申立て 1 件
- ・個人情報の訂正請求 1 件

#### < 平成 1 9 年度の状況 >

- ・7 月半ばで、公文書開示請求 3 6 件
- ・個人情報の開示請求 1 件

## 2 その他

### (1) 個人情報保護法見直しの検討状況及び建築計画概要書の閲覧制度見直しについて事務局より報告

#### 【事務局】 事務局より報告

##### <個人情報保護法見直しの検討状況について>

- ・内閣府 国民生活審議会個人情報保護部会の個人情報保護法に係る検討結果について報告

##### 主な内容

- ・数多くの論点が提起されたが、その中でも特に、いわゆる「過剰反応」について、個人情報の多様な利用が事業活動等の面でも、国民生活の面でも欠かせないものとなっていることにかんがみ、不適切なものがあれば、早急な解消が図られるべきであるとの認識が示された。
- ・個人情報保護法については、現在でも少なからず誤解が見られる状況にあり、これがいわゆる「過剰反応」の大きな原因となっている。
- ・政府において、基本方針の見直し、ガイドラインやその解説の必要に応じた見直し、同法の具体的な内容の広報啓発等、本取りまとめて指摘した諸施策の実施に向け、最大限の努力をすることが強く求められる。
- ・「過剰反応」と言われる状況が一部に見られることを踏まえ、地方公共団体においても、条例の適切な解釈・運用等や、住民に対する積極的な広報啓発を行うことが求められる。

##### <建築計画概要書の閲覧制度見直しについて>

- ・総務省の行政評価局が、国土交通省に建築計画概要書の閲覧制度を見直すようあっせんした経過について報告

##### 主な内容

- ・あっせんに至ったきっかけは、総務省行政評価局へ営業を目的とする者が、この閲覧制度により個人情報を取得し、ダイレクトメールを送っているとの行政相談があったこと。
- ・行政評価局の調査によると、同種の苦情は全国的に発生しており、地方公共団体の多くも、閲覧の制限を建築基準法等に明文化することを要望している。
- ・行政苦情救済推進会議で検討した結果、国土交通省は、個人情報の保護及び国民生活の安心・平穩の確保等を推進する観点から、建築基準法に基づく建築計画概要書の閲覧制度を見直すことが必要であると結論付け、国土交通省に、「住民の協力により違反建築物の建築の未然防止等を目的とする建築計画概要書の閲覧制度に沿わない「営利目的の閲覧」、「大量閲覧」及び「建築物が特定されていない閲覧」を制限できるよう、閲覧事項等の見直しなどによる制度の整備を含め、適切に対応することが必要」とのあっせんをした。

#### 【委員】 帯広市における建築計画概要書に係る閲覧制度の状況はどうなっているか？

【事務局】 帯広市においては、大量の閲覧は行われておらず、ダイレクトメール等が送付されてくるとの苦情も特にない。これとは、別に、情報公開請求の関係で苦慮している。

( 2 ) その他

【委員】 災害時の要援護者リストに関する取組みは、どうなっているか。

【事務局】 総務課で検討中であるが、具体的にはまだ方向性は出ていない。

【委員】 要援護者リストを受けた後の情報管理をどうするかが問題である。

【委員】 町内会でも、災害時に対応できるよう独自に名簿作り等に取り組んでいる。個人情報を出すことに抵抗がある人もおり、難しい面があるが、人の命を守ることが大事であり、危機管理として、取組みを進めている。

【委員】 いわゆる「過剰反応」を解消することについて、市は、どう考えているか？

【事務局】 市自体も個人情報を保有しており、必要な情報は、提供していきたいと考えているが、個人情報は保護しなければならず、難しい問題と考えている。その一方で、個人情報は本人の同意があれば提供できること等、個人情報保護制度が、よく浸透していないことによる問題があると考えており、その点については、解消につながるよう広報啓発の方法について検討していく。

【委員】 制度がかなり誤解されている面があり、プライバシー保護が行き過ぎとなっている。生命の保護等重要なことがあり、誤解のないよう広報啓発して欲しい。